

第8章 今後の進め方等

I 地域医療構想の推進体制の構築

県内の構想区域ごとに、地域医療構想調整会議を設置し、地域医療構想の実現に向け、地域の医療関係者による自主的な取組を地域医療介護総合確保基金等を活用しながら推進します。

また、レセプトデータなどを用いた医療需要の動向を調査・分析することにより、着実に地域医療構想の実現に向けた状況の把握に努めます。

なお、地域医療構想実現に向けた取組みについては、いわゆる“PDCAサイクル”（計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action））の実施を通じて、計画の進捗状況や評価・検証を行い、結果は、県のホームページ等において公表します。

II 地域医療構想の見直し

本県では平成29年度において、平成30年度を始期とする次期保健医療計画を策定予定です。

その際は、次期介護保険事業支援計画の策定と同時期になることから、両計画や医療費適正化計画との整合性を図っていく必要があります。国の動向を踏まえ、地域医療構想の見直しの必要性についても検討します。

III 県民・患者への医療に向き合う知識の普及

医療法において、「国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない」とされています。

これは、限られた医療資源を有効に活用する観点から、医療を利用する住民の意識を高め、協力を得ていくことが必要であることから、医療提供側だけでなく利用者（患者）にも一定の役割と責務を求めているものです。

そこで、県民や患者の医療に向かう知識を普及するために次のような取組を進めます。

1. 県民が適切な医療を受けるため、医療機関における機能分化・連携体制の構築を目指していることを広く県民に周知することにより、重複・頻回受診、大規模病院への過度の集中など不必要・不合理な受診行動を抑制していきます。
2. 患者が希望する場合には在宅での看取りも選択肢となることなど、人生の最終段階における医療に関する知識について患者や家族への普及を行い、広く県民の理解を促します。

3. 世代間の連帯・支え合いの制度である社会保障制度への正しい理解が進むよう、社会保障制度の概要と意義・必要性について、社会保障に関わる「授業モデル」を策定して、全ての県立高校において実施するなどの取組を推進します。
4. 県民が医療機関でのボランティア活動を通じて医療機関の役割を理解し、地域と医療機関の橋渡しになることも期待されることから、院内の案内や来院者の手助け、医療通訳など、医療機関での県民のボランティア活動を推進します。

IV 医療安全の向上に向けた取組

医療事故調査制度は、平成26年6月18日に成立した医療法の改正に盛り込まれた制度で、医療の安全を確保するため、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等で、平成27年10月から始まっております。

医療事故調査制度は、医療機関が予期しない死亡事故だけを対象としています。

そこで、本県では、医療事故調査制度とは別に、県内の医療の安全性及び質の向上を図るため、第三者組織により、「ヒヤリ、ハット事案」も含めた幅広い県内の医療事故に関する事例を収集し要因分析や再発防止策を検討したり、医療安全に積極的に取り組んでいる先進事例の研究や医療安全に関する講習などを通じて医療関係者の知識の向上や医療安全に関する情報の共有を図るなど、医療安全による医療の質の向上に向けた取組を行います。